

施策が目指す市の姿

- 市全域で、地域の特性に応じたまちが形成されている
- 市民が自分たちの住むまちに愛着を持ちながら快適に暮らしている

土地利用構想や都市計画マスタープランに基づき、秩序ある計画的な土地利用を推進することにより、それぞれの地域の特性に応じた魅力あるまちを実現するとともに、そこに住む人々が愛着を持てるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①市街化区域内における市街地開発事業等の事業完了率 ³⁹	%	72	93

現状と課題

- ・全国的な少子高齢化は今後も進行していくことが予測され、コンパクトシティ（市街化区域の拡大抑制）への転換など、市街地整備のあり方が見直されています。
- ・本市においては、平成 21 年 3 月に定めた第 5 次幸手市総合振興計画の基本構想における土地利用構想に基づき、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の幸手インターチェンジの整備に伴い、市の活性化が期待できる大規模産業ゾーンを創出するために、東側地区の市街化編入手続きを実施しました。また、今後は、平成 22 年度に事業認可を取得した幸手駅西口地区の土地区画整理事業⁴⁰など、新たな市街地整備の取り組みが予定されています。
- ・既成市街地周辺の農地においては、小規模な宅地開発が引き続き行われており、幸手らしい田園風景が失われつつある地区が見受けられます。
- ・今後は、少子高齢化による人口減少を踏まえ、新たな市街地整備の際には、その規模や土地利用計画について慎重に判断しながら、良好な市街地の形成と貴重な田園環境との調和が十分図られるような計画的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

³⁹ 市街化区域内の計画的な整備を図るために実施する土地区画整理事業や 1 h a 以上の大規模開発行為の事業が完了する割合。

⁴⁰ 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善することで、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

施策の内容

1) 土地利用構想の実現化

- ・快適で充実した市民生活や市内産業の発展に基づく市の活性化を図るため、本市の特徴でもある良好な市街地や貴重な田園環境に配慮しつつ、それぞれの地域の特性を活かしながら、土地利用構想の実現を図ります。
- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジの東側地区における産業団地整備については、産業団地整備計画に基づき、事業者との調整を行いながら推進します。

2) 都市計画マスタープランの推進

- ・幸手市都市計画マスタープランの地区別将来まちづくり構想に基づき、市民との協働による計画的なまちづくりを進めます。
- ・庁内の推進体制や進行管理システムの構築について引き続き検討します。

3) 土地利用の規制・誘導

- ・秩序ある、地域特性に応じたまちづくりの実現に向けて、区域区分⁴¹や地域地区⁴²などの都市計画制度を活用することで、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。
- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジの東側地区の開発整備にあたっては、無秩序な土地利用を防止するため、関係法令に基づく規制・誘導を行います。

4) 住民参加型のまちづくり

- ・まちづくりの計画策定及び事業実施にあたり、市民が主体的に関わる体制や仕組みづくりを検討します。
- ・まちづくり協議会による主体的な活動を支援します。

協働の役割

市民・事業者等	・自分たちの住む市や地域に愛着を持ち、まちづくりに対する理解を深め、まちづくりの活動に主体的かつ積極的に参加、協力します。
行政	・適切な土地利用が行われるよう、市民や事業者に対して、土地利用に関する情報発信を積極的に行います。 ・まちづくり協議会など、地域住民が主体となる活動への支援を行うとともに、市民との協働のまちづくりを実現するための体制整備に努めます。

41 計画的に市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域とに区分する制度。

42 建築物の用途など必要な規制を設けることで、目的に応じた土地利用を図り、都市の良好な環境形成を図る制度。

施策が目指す市の姿

- 働く場所が確保され、にぎわいや活力が生まれている

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の幸手市区間の開通及び幸手インターチェンジの開設にあわせて、東側地区の産業基盤づくりを進めることにより、新たな産業の集積や雇用の創出を図り、にぎわいや活力があるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①産業団地における総分譲面積に対する契約面積の割合	%	0	100

現状と課題

- ・埼玉県では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のインターチェンジの整備に伴い、周辺地域を田園都市産業ゾーンとして位置づけ、産業基盤づくりを積極的に推進しています。本市では、幸手インターチェンジの東側地区を工業系ゾーンとして位置づけ、新たな産業団地の整備及び優良企業の誘致に取り組んでいます（造成工事の完了は平成 27 年度予定）。また、平成 25 年 3 月には、幸手市幸手中央地区産業団地企業誘致条例を制定しました。
- ・当該地域には、本市の特徴でもある豊かな優良農地による田園風景が形成されているため、今後の開発においては、周辺の緑との調和や秩序ある計画的な整備が求められています。

施策の内容

1) 新規産業団地⁴³の整備

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のインターチェンジと一体的な土地利用が図れる土地の優位性から、土地利用構想で工業系ゾーンと位置づけられたインターチェンジの東側地区に、周辺の田園環境と調和した産業団地を埼玉県と協同して整備します。
- ・市内における雇用創出に向けて、優良な企業の誘致を推進するため、企業意向やニーズの把握に努めるとともに、企業誘致活動を推進します。

⁴³ 基本構想では「工業団地」となっていますが、事業名称が「幸手中央地区産業団地整備事業」と決定したので、基本計画では、表現を修正しています。

協働の役割

市民・
事業者等

- ・市の活力を生む新たな産業団地整備に対する理解を深めます。
- ・周辺の市民や地権者などは、地域のまちづくりのあり方について考え、活力向上を目指して主体的に取り組めます。

行政

- ・産業団地整備に関する情報提供を十分に行い、市民の理解を促進します。
- ・新たな産業の集積や雇用の創出に向けて、関係機関や地元住民との連携を図りながら、事業を推進します。



■ 産業団地イメージ

施策が目指す市の姿

- 市の玄関口にふさわしい街並みが形成され、にぎわいのあるまちになる
- アクセスが良く、使いやすい幸手駅を利用することができる

幸手駅舎整備に伴う東西自由通路の設置や幸手駅西口土地区画整理事業⁴⁴による新たな市街地の形成など、市の玄関口である幸手駅周辺の開発により、商業・サービス・居住などの複合的な機能を持ち、多くの人が行き交い、にぎわいや活気のあるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①幸手駅西口土地区画整理事業の整備進捗率	%	1	29
②幸手駅舎及び自由通路の整備進捗率	%	0.4	100

現状と課題

- ・幸手駅西口については、狭い道路の解消や新たな市街地整備が課題となっており、平成 23 年 3 月に、幸手駅西口土地区画整理事業の事業認可を取得しました。当面は、駅橋上化にあわせて、駅西口にアクセスするための歩車道の整備を進めるとともに、地域住民に対するきめ細やかな事業説明を行うことにより、円滑な事業推進を図ることが求められています。
- ・幸手駅舎については、鉄道事業者及び埼玉県との協議を行い、平成 24 年度に幸手駅橋上化基本設計を策定しました。今後は、この基本設計に基づき、駅舎及び自由通路（西口開設）の整備計画を策定し、着実に事業を進めていく必要があります。（平成 30 年度完成予定）
- ・幸手駅東口については、快適な歩行空間や都市景観に配慮した駅前広場の整備が完了し、市の玄関口にふさわしい基盤が整いつつあります。今後は、市の顔として、商業、サービス、居住など複合的な機能を有した活気のある市街地の整備や本市の歴史や豊かな自然を感じられる良好な街並みの形成が求められています。

⁴⁴ 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善することで、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

施策の内容

1) 西口区画整理の推進

- ・幸手駅西口土地区画整理事業については、地権者等に対するきめ細やかな事業説明を行うことで、仮換地指定⁴⁵、建物移転、工事等を着実に推進します。
- ・駅橋上化の必要条件である西口へのアクセスを確保するために、西口駅前広場と駅前通りの整備を進めます。

2) 幸手駅舎整備の推進

- ・幸手駅橋上化基本設計に基づき、鉄道事業者や埼玉県などの関係機関との協議を行うことで、橋上駅舎、自由通路及び西口開設の早期実現を図ります。整備にあたっては、バリアフリーを進め、誰もが利用しやすい駅舎整備を推進します。
- ・既存市街地の環境に配慮するとともに、地域住民の事業に対する理解促進に取り組み、円滑な事業推進を図ります。

3) 東口周辺の市街地整備の推進

- ・幸手駅の橋上駅舎及び自由通路整備とあわせて、商業、サービス、居住など複合的機能の誘導を図ることにより、市の玄関口にふさわしい活気があり快適な市街地環境の形成を図ります。

協働の役割

市民・事業者等	・事業内容を理解し、市民として関われる内容については積極的に参加・協力します。 ・市の中心にふさわしい街並みを保全するための活動に主体的に取り組めます。 ・鉄道事業者として駅利用者の利便性などの向上に資するとともに、事業に対し積極的に協力することにより社会に貢献します。
行政	・事業内容や制度などに関する適切な情報提供を行います。 ・市民と協働で行う事業を積極的に行います。 ・市民や鉄道事業者との連携・協働を進めるための体制整備を図ります。

⁴⁵ 土地区画整理事業において、将来換地される土地の位置、範囲を指定すること。

施策が目指す市の姿

■地域の特性を活かした、幸手らしい景観が形成される

自然豊かな田園空間や歴史を感じる古くからの既成市街地、新たに整備された緑豊かな住宅地など、地域の特性を活かし、市民が安らぎを感じることができる幸手らしい景観があるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①乱開発防止パトロールにおける乱開発確認件数	件	4	0

現状と課題

- ・本市域の主に中央から東部には、緑豊かな田園空間が形成されていますが、市街地の拡大に伴う農地の宅地化や今後の首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通、インターチェンジ開設に伴う周辺地域の開発などにより、貴重な田園空間への影響が予想されます。産業団地の整備にあたっては、無秩序な宅地開発を抑止するとともに、緑豊かな周辺環境に配慮した景観形成が求められています。
- ・近年、計画開発によって造られた戸建て住宅地や工業団地などには、緑豊かな都市景観が形成されており、将来に向けてこれらを保全・維持していくための方策が必要です。
- ・古くからの既成市街地についても、良好な街並みを形成・保全するための方策を図っていくことが求められています。
- ・今後は、幸手駅西口における新たな市街地の再整備や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備に伴い、多くの屋外広告物の設置も予想されます。埼玉県屋外広告物条例の厳格な運用を図るとともに、市内パトロールなどによる監視の強化が求められています。

施策の内容

1) 田園景観の保全・創造

- ・屋敷林や社寺林など市の原風景を形成している緑の保全を推進することで、貴重な田園風景の保全と創造を進めます。
- ・無秩序な市街化を抑制するほか、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）沿道における乱開発の抑制を図ります。
- ・埼玉県や近隣市町など関係機関と連携した景観保全に取り組みます。

2) 良好な住環境と都市景観の整備・保全

- ・地区の特性を活かした良好な住環境の創出を進めるため、地区住民の理解・協力を得て、地区計画⁴⁶、建築協定⁴⁷、緑地協定⁴⁸などの制度を推進します。
- ・地区計画等の制度の内容について、地区住民への周知徹底を図ります。
- ・幸手市住宅マスタープランに基づき、良好な住まい・まちづくりを推進します。

3) 景観づくり活動の支援

- ・市民・事業者・行政の協働による景観づくり活動を推進するため、景観に関する情報発信の充実を図ります。
- ・市民が主体となって行う景観づくり活動や良好な景観形成に役立つ活動を総合的に支援する体制づくりに取り組みます。

4) 屋外広告物対策の充実

- ・既設の屋外広告物の適正な維持管理を促進するとともに、新規設置に対して必要な規制を行います。
- ・屋外広告物の禁止地域では、定期的なパトロールにより、広告物が設置されないよう監視を強化します。

5) 大規模建築物等への指導

- ・良好な景観形成を図るため、特に大規模建築物を建築する際は、埼玉県景観計画に基づく行為の届出等による適正な制限の下で周辺環境と調和した景観の保全が図られるよう助言、指導を行います。

協働の役割

市民・事業者等	・自分たちの住む市・地域を大切に思う気持ちを育みます。 ・良好な景観を保全・形成するためのルールを理解し、主体的に取り組めます。
行政	・良好な景観形成に向けて、市民の主体的な取り組みを支援します。 ・地区計画区域内における制度の周知徹底を図るとともに、住民の高齢化等に伴い生じる課題について、地域住民の意向を踏まえながら方策を検討します。

46 都市計画法に基づくもので、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する計画。

47 建築基準法で定められた基準に上乗せする形で、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民などが合意に基づき、自ら設けることのできる制度。

48 都市緑地法に基づくもので、地域住民が地域の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について自ら設けることのできる制度。

施策が目指す市の姿

- 市民が、水と緑による、快適で潤いのある生活環境を楽しんでいる

公園・緑地、ふれあい散策路などを整備することにより、市民が身近で、快適で潤いのある生活環境を楽しめるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	7.85	8.40
②公園施設長寿命化計画における遊具整備率	%	0	40

現状と課題

- ・本市の都市公園面積は、平成 24 年 3 月末現在 41.58ha で、これを一人当たりに換算すると 7.85 m²/人となり、埼玉県平均の 6.63 m²/人を上回っています。
- ・県営権現堂公園の整備が引き続き進められているほか、今後は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジの東側地区における産業団地内の公園整備が予定されています。一方、中心市街地や幸手駅西口周辺の市街地では、身近で公園が利用できない地域が残されており、公園整備の推進が求められています。また、市内の公共施設や文化財などを有機的に連絡するふれあい散策路の整備など、身近で水や緑を楽しむことができる環境づくりが求められています。
- ・公園施設については、高度経済成長期に集中投資した結果、老朽化が急速に進んでおり、公園施設長寿命化計画に基づき、既存施設の改築・更新を計画的に行うことが求められています。
- ・地域住民の高齢化等により、公園利用の目的の転換が求められています。今後は、地域のニーズにあわせて公園利用を促進するため、公園維持管理のあり方の検討が必要です。

施策の内容

1) 水と緑の基本計画の推進

- ・水と緑が調和した快適な環境を保全・創造するために、幸手市水と緑の基本計画に示した目標達成に向けて、計画の進捗管理を行い、計画的な推進を図ります。

2) 公園整備の推進

- ・中心市街地などの公園不足地域では、市街地に点在する空き地などを有効活用した公園整備を検討します。
- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジ周辺の産業団地や上高野周辺の新市街地ゾーンの整備、幸手駅西口地区の土地区画整理事業⁴⁹など新たな土地利用を図る区域においてはその区域内での公園整備に努めます。
- ・県営権現堂公園について、埼玉県に働きかけを行い、早期全面整備を促進します。
- ・市民が親しみやすい公園づくりに向けて、公園管理の指定管理者制度⁵⁰を推進します。
- ・身近な公園を地域が一体となって守りはぐくむために、地域住民による主体的な公園維持管理活動を推進します。

3) 緑地・水辺環境の整備・保全

- ・良好な生活環境を確保するため、街路樹や河川樹林などの公的空間の緑化に努めます。
- ・権現堂桜堤や権現堂調節池（行幸湖）から高須賀池、中川沿いの緑地を貴重な景観として保全するとともに、屋敷林や社寺林など、まとまりのある緑地の保全を促進します。
- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジ周辺の開発区域では、産業団地内への公園、緑地整備により、周辺地域との調和に努めます。
- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）側道整備においては、街路樹などによる公的空間の緑化に努めます。
- ・権現堂調節池（行幸湖）周辺や中川・江戸川沿いなど土地利用構想で水と緑のゾーンに位置づけられた地域について、水辺や緑地の保全確保を促進します。
- ・高須賀池や権現堂調節池（行幸湖）の良好な水辺空間を保全するとともに、中川ふるさとの川整備事業による中川水辺空間を創出し、市民が自然と親しめる環境整備を進めます。

4) ふれあい散策路・遊歩道の整備

- ・河川の持つ緑地機能や都市計画道路を活用し、市内の公共施設や文化財などを有機的に連絡する「ふれあい散策路」の整備を推進します。

協働の役割

市民・事業者等	・地域の公園・緑地などの清掃活動などの維持管理に参加・協力します。 ・地域活動として、公園などの運営管理に参加します。
行政	・公園・緑地などを市民が維持管理、運営管理できるように、指定管理者制度の導入等を推進します。 ・地域住民による主体的な維持管理活動を支援します。

49 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善することで、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

50 多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として創設された制度。

施策が目指す市の姿

- 市内各地域や他市町へ、円滑に移動できる
- 歩行者や自転車利用者が、安心・安全に道路を通行できる

幹線道路の整備により、市内の渋滞が解消され、市内及び他市町へ円滑に移動できるまちを目指します。また、歩行者空間の確保や狭い道路の解消などにより、人にやさしい、誰もが安心・安全に道路を通行できるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①都市計画道路 ⁵¹ 整備率	%	39	79
②4m未満の道路後退用地に対する買い上げ延長	m	2,282	3,782
③橋りょう修繕数	橋	0	21

現状と課題

- ・市内では、朝夕などに渋滞が多発しており、大気汚染や騒音などの環境問題への影響も懸念されます。そのため、市街地への通過交通の排除を行うことで、東西交通の脆弱（ぜいじゃく）性を解消することが大きな課題となっています。
- ・今後、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通及び幸手インターチェンジの開設に伴い、交通量の増加も見込まれるため、この交通量増加に対応しうる幹線道路の整備が進められており、今後も着実に進めていくことが求められています。
- ・市民の日々の暮らしに不可欠な生活道路については、安心・安全を確保するため、道路に関する地区要望等に対応しており、年間約100件の修繕・維持等の工事を実施しています。
- ・主要な道路については、今後計画的に修繕を行っていくために、対象路線の抽出や修繕計画の策定が必要です。
- ・市内にある橋りょうの安全性を確保するため、平成25年度に策定した幸手市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋りょうの架け替えや修繕工事を進めていくことが必要です。

⁵¹ 都市にとって重要な路線で、都市計画法に基づき位置付けられ、計画的に整備を図る道路。

施策の内容

1) 幹線道路の整備・維持管理

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の側道整備による主要幹線道路網の形成を図ります。
- ・他市町との連絡道路となる都市計画道路杉戸幸手栗橋線や幸手五霞線、惣新田幸手線バイパスなどについては、他市町や国、埼玉県との連携を図りながら整備を促進します。

2) 生活道路の整備・維持管理

- ・住居地域や幹線道路とのアクセス、緊急車両の通行など、地域の実態に配慮した道路整備を行い、快適で安心な道路空間の形成を図ります。
- ・地区要望や市民からの通報、道路パトロールなどによる修繕箇所について、迅速な対応を行い、安全な道路の維持管理を行います。
- ・主要な道路について、対象路線の抽出や修繕計画を策定するとともに、財源の確保を図り、計画的に修繕の実施を図ります。

3) 橋りょうの整備・維持管理

- ・橋りょうの老朽化に伴う架け替えや修繕工事に対応するため、予防保全型の幸手市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋りょうの架け替えや耐震補強、修繕工事などを推進します。

協働の役割

市民・事業者等	・幹線道路と生活道路の位置づけを理解し、正しい道路利用に努めます。 ・市内道路の美化活動や修繕箇所の情報提供などをボランティアで実施する団体などに積極的に参加します。
行政	・市の道路網整備や道路利用の考え方について、情報発信を行い、市民の理解を促進します。 ・市民や団体による、市内道路の美化活動及び維持管理活動を支援します。

施策が目指す市の姿

■公共交通機関を利用し、気軽に市内外へ移動できる

高齢化に対応し、市民のニーズにあった公共交通の見直しや充実により、誰もが公共交通機関を利用し、不自由を感じることなく、市内各地域や市外へ移動できるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①市内循環バスの利用者数	人	32,482	35,000

現状と課題

- ・本市における主要な公共交通としては、東武鉄道日光線、路線バス、市内循環バスが挙げられます。
- ・東武鉄道日光線は東京メトロ半蔵門線や日比谷線直通便が通るなど都心へのアクセスが容易となり、市民生活における重要度は非常に高いものとなっていますが、近年はやや運転本数の減少や短編成化が進んでいます。
- ・現在、幸手駅橋上化及び自由通路の整備が進められていますが、今後は、産業団地の整備に伴う企業の進出や幸手駅西口における市街地整備により、さらに駅利用者が増えることが予想されることから、より利用しやすい鉄道が求められています。
- ・高齢者や交通弱者のための交通手段が求められています。
- ・路線バスについては、市内循環バスを利用することが困難な地区が多いため、引き続きバス事業者に対し、路線・本数の拡充を働きかけていくことが求められています。
- ・市内循環バスについては、駅や市役所、病院などの公共機関へのアクセス手段として活用されています。今後は、市民のニーズに対応した、より利便性の高いバス路線の充実や、他の交通手段の検討が必要です。

施策の内容

1) 鉄道輸送力の増強

- ・市民の市外への移動や他の地域から本市を訪問する方の利便性を向上するために、引き続き、鉄道事業者に対し、発着本数の増加と、特急や快速電車の停車を要望していきます。

2) 駅のバリアフリー化

- ・橋上駅舎及び自由通路の整備に伴う駅のバリアフリー化を推進します。

3) バス路線の充実

- ・路線バスの利便性向上のために、引き続き、住民の要望などに基づき、路線の拡充や本数の増加をバス事業者に働きかけます。
- ・公共機関へのアクセス向上のために、市民ニーズや道路状況などに配慮しながら、運行路線の見直しに努めます。
- ・市民ニーズにあったバスなどの運行方法について検討を行います。

協働の役割

市民・事業者等	・市内循環バスや民間バスを積極的に利用します。
行政	・市内循環バスの利用促進に向けたPRや情報提供に努めます。 ・市民ニーズの把握に努めるとともに、事業者への要望活動を行います。



■ 市内循環バス

施策が目指す市の姿

- 将来にわたり、安全でおいしい水を利用することができる

水道事業の目的である「清浄・豊富・低廉な水の供給」に則った、長期的・計画的・効率的な事業運営により、市民や市内事業者が安心して水を利用することができるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①総管路延長に対する老朽管（石綿セメント管）の更新率	%	92.6	97.0

現状と課題

- ・水道事業は、市民生活に不可欠なライフラインであり、安心・安全な水を安定的に市内全域に供給することが求められています。
- ・本市においては、昭和 36 年 4 月に一部供給を開始し、昭和 39 年 10 月に全町供給となりました。その後、7 期にわたる拡張事業により、平成 25 年 3 月末現在の給水人口 53,924 人、年間総配水量 6,948,013 m³、普及率 99.9%となっています。
- ・設置から約 40 年が経過し、水道施設の老朽化が進む中、特に重要な基幹管路については、計画的に更新していくことが求められています。また、創設期に配水管として大量に使用された石綿セメント管は耐震性に劣るため、早急な更新が急務となっています。
- ・今後は、更新・修繕などの費用の増大が予測される一方で、少子高齢化による給水量の増加が望めない状況にあり、より一層の経営の効率化が求められています。
- ・水資源を有効に活用するために、漏水を減らすとともに節水運動の推進や節水意識の高揚に取り組む必要があります。

施策の内容

1) 水の安定供給

- ・地下水水源と県水水源の水源バランスの確保を図り、老朽施設の改善や維持管理に努めるとともに、施設の耐震性の向上による水の安定した供給を目指します。
- ・配水管の経年劣化による濁水の発生を防ぎ、安心して利用できる水を供給できるように水質管理体制の充実を図ります。
- ・災害用水道資材の備蓄を図るとともに、災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など災害の場合でも安定して供給できる体制づくりに努めます。
- ・有害な化学物質や微生物に対する水質管理体制の充実を図り、安全な水の供給に努めます。

2) 水の有効利用の推進

- ・貴重な資源である水を有効に活用するため、節水運動の推進、節水意識の高揚に努めます。漏水防止を図るため、年次計画に基づく漏水調査⁵²に努めます。

3) 経営の効率化

- ・組織の合理化や民間委託の推進などにより効率化を図ります。
- ・事業の広域化に向けて、引き続き、ブロック⁵³内での調整・検討を行います。

協働の役割

市民・事業者等	・水が限りある資源であることを理解し、節水に取り組みます。
行政	・水を大切にする意識高揚のため、節水に対する理解と協力に関する広報活動の充実を図ります。

⁵² 地下に埋設されている水道管の水漏れを発見するため、道路や宅地内（メーター付近）の給水管や配水管の漏水について調査を行うもの。

⁵³ 埼玉県水道広域化ブロックの第1ブロックのことであり、構成市町は春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町。

施策が目指す市の姿

■衛生的・快適に暮らすことができる

下水道の普及により、生活環境の改善や公衆衛生の向上が図られ、市民が衛生的かつ快適に暮らせるまちを目指します。

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H25	H30
①下水道普及率	%	43.5	47.0
②水洗化率	%	84.4	85.0

現状と課題

- ・本市の公共下水道は、昭和 60 年に着手し、全体計画の見直しや事業認可区域の拡大を行いながら事業を推進してきました。
- ・近年においては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）幸手インターチェンジ東側地区における産業団地整備事業に伴い、都市計画の変更（下水道計画区域の拡大）を行いました。
- ・今後は、事業予定期間内での整備完了を目指して、引き続き財源を確保しながら、整備を推進していくことが求められています。
- ・水洗化率を 100%に近づけていくためにも、未接続世帯に対するより一層の啓発活動を行っていく必要があります。

施策の内容

1) 公共下水道の整備

- ・埼玉県などの関係機関における計画と整合を図りながら、下水道整備面積を計画的に拡大し、公衆衛生の向上を推進します。

2) 水洗化の促進

- ・公共下水道供用開始区域内において、引き続き広報紙・パンフレット、説明会など啓発活動を行います。

3) 下水道施設の維持管理の充実

- ・汚水中継ポンプ場⁵⁴の適切な維持管理を始めとして、長期的な計画を立て計画どおりに点検整備や修繕工事を実施します。また、産業団地整備事業の進捗にあわせて必要となる、汚水中継ポンプ場の機能増設については、既存施設とのバランスのとれた維持管理体系の構築を図ります。
- ・下水道管渠⁵⁵や公共枡（ます）⁵⁶の点検整備、補修については、市民生活に支障が出ないよう、適切な維持管理を行います。

協働の役割

市民・事業者等	・ 公共下水道整備への理解を深め、公共下水道供用開始区域においては、公共下水道に接続します。
行政	・ 公共下水道の普及や維持に向けて、各家庭や事業者に対して、水洗化や排水に関する啓発活動に努めます。



■ 下水道の工事

54 自然流下で長距離移送する管路で、敷設深が深ならないように、途中で地表近くまで汚水を汲み上げるための設備。

55 汚水を集め、汚水中継ポンプ場や放流先まで導くための排水管。

56 宅地内の汚水排水設備と、公共下水道との接点に設けられる枡。宅地内の汚水は公共枡を通して、公共下水道に排水される。